

平成 27 年 4 月 21 日

北浦和校 8 期校友会
会員の皆様へ

蔵重北浦和校 8 期校友会会長
会則改正委員会
堀田委員長、藤枝副委員長
藤本委員、大塚委員、三輪委員、
岡本委員、本間委員、片野委員、
伊藤(義)委員

記

2013 年 1 月 15 日の臨時総会において現在運用している会則の変更が承認されました。新しい会則を運用して丸 2 年が経ちますが、このように修正した方がより良いのではないかという軽微な変更箇所が 3 か所程度見られますので、この際、会員皆様のご理解を得て修正・変更しようと思っておりますので宜しくお願いいたします。

会則の変更点

1. 第 7 条（理事、役員及び監事の役割と定数）は、内容は変更しておりません。分かり易く図にしました。
2. 第 11 条（総会の役割）と第 12 条（理事会の役割）は平成 26 年 6 月 3 日の全体集会において下表を用いて説明したとおり、今後の事業予定や会員の方々の予定が立てやすいように、また会場の予約が容易になるように理事会、総会の日程を予め決めることにしました。
また全体集会・講習会と理事会を一緒に行うのは、時間的に無理があるので、全体集会と講習会のみ一緒に行うことに変更しました。なお、必要に応じて臨時理事会を開催することができるは従来とおりです

3 月	第 1 週の火曜日	新旧理事会の開催。役員を選出及び役割分担、新旧役員・理事の引き継ぎ式
	第 3 週の火曜日	新旧理事会の開催。議題は決算報告案・事業報告案、事業計画案・予算案等の検討
4 月	第 1 週の火曜日	監事による会計監査終了後に、新旧理事会を会計監査と同じ場所で開催します。議題は決算報告案・事業報告案、事業計画案・予算案等の作成
	第 3 週の火曜日	平成 27 年度定期総会の開催。10 時より浦和コミセン第 13 集会室を予定

さいたま市シニアユニバーシティ 北浦和校 8 期校友会会則（現行）

（理事、役員及び監事の役割と定数）

第7条 本会には理事、役員、監事を置き、その役割と定数は次に示すとおりである

- 理 事 各班から 2 名、各クラブから 1 名 予算案・事業計画案の作成及びそれらの執行等
- 役 員 下記に示す役員は、本会を代表する理事であり、本会を統率する
- 会 長 1 名 本会の代表者であり、本会の会務を統括する
- 副会長 3 名 会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
総務部・企画部・広報部の各部長を兼務する
- 会 計 1～2 名 本会の経理全般を統括する
- 監 事 2 名 理事以外の会員から選出される監事は本会の会計を監査する

（総会の役割）

第 11 条 総会は、会員をもって構成し、本会の基本方針や重要事項について審議する本会の最高意思決定機関である。本会の総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年 1 回、会計年度開始以降 2 か月以内に開催する

2. 定期総会は、下記の議案について審議する

(1) 事業報告・決算報告の承認及び事業計画案・予算案の承認

(2) 年会費の変更及び会則変更の承認並びに役員、監事の承認

3. 理事会又は 3 分の 1 以上の会員から書面による総会の開催要求があったときは、会長は速やかに臨時総会を招集する

（理事会の役割）

第 12 条 理事会は、理事をもって構成し、下記に示す事項について具体的な実施計画案を作成し、それを執行する事業執行機関である

(1) 総会での決議事項及び総会の議決を要しない事項

(2) 総会に付議すべき事項

2. 理事会には事業執行組織として総務部、企画部及び広報部の 3 部を設けるものとし、各部の役割分担などは別途、細則に定める

3. 理事会で作成した事業実施計画案は、会員で構成する全体集会において報告し、会員の合意を得て各事業を執行する。理事会及び全体集会は、原則として奇数月の第 3 火曜日に行うものとするが、必要に応じて臨時に開催できるものとする

4. 理事会の意見調整会議として、会長、副会長及び会計で構成する役員会を会長の要請により適宜開催することができる

さいたま市シニアユニバーシティ 北浦和校 8 期校友会会則変更(案)

(理事、役員及び監事の役割と定数)

第7条 本会には理事、役員、監事を置き、その役割と定数は下記に示すとおりである

理事	各班から原則2名 クラブから原則1名	決算報告案・事業報告案・予算案・事業計画案の作成及びそれらの執行等
役員		下記に示す役員は本会を代表する理事であり本会を統率する
	会長 1名	本会の代表者であり、本会の会務を統括する
	副会長 3名	会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する 総務部・企画部・広報部の各部長を兼務する
	会計 1~2名	本会の経理全般を統括する
監事	2名	理事以外の会員から選出される監事は、本会の会計を監査する

(総会の役割)

第 11 条 総会は、会員をもって構成し、本会の基本方針や重要事項について審議する本会の最高意思決定機関である。本会の総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年 1 回、会計年度開始以降 2 か月以内に行うものとし、原則として4月の第3火曜日に開催する

2. 定期総会は、下記の議案について審議する
 - (1) 事業報告・決算報告の承認及び事業計画案・予算案の承認
 - (2) 年会費の変更及び会則変更の承認並びに役員、監事の承認
3. 理事会又は 3 分の 1 以上の会員から書面による総会の開催要求があったときは、会長は速やかに臨時総会を招集する

(理事会の役割)

第 12 条 理事会は、理事をもって構成し、下記に示す事項について具体的な実施計画案を作成し、それを執行する事業執行機関である

- (1) 総会での決議事項及び総会の議決を要しない事項
- (2) 総会に付議すべき事項
2. 理事会には事業執行組織として総務部、企画部及び広報部の 3 部を設けるものとし、各部の役割分担などは別途、細則に定める
3. 理事会で作成した事業実施計画案は、会員で構成する全体集会において報告し、会員の合意を得て各事業を執行する。全体集会及び理事会は、講習会と同一日の奇数月の第 3 火曜日に原則として行うものとする。また、定例理事会の開催日は下表に示すとおりとするが、必要に応じて会長は臨時理事会を召集できるものとする

3 月	第 1 週の火曜日	新旧理事会の開催。会長等の役員の選出及び理事の役割分担、新旧役員・理事の引き継ぎ式
	第 3 週の火曜日	新旧理事会の開催。議題は決算報告案・事業報告案、事業計画案・予算案等の検討
4 月	第 1 週の火曜日	会計監査終了後に、新旧理事会を会計監査と同じ場所で開催します 議題は決算報告案・事業報告案、事業計画案・予算案等の作成

4. 理事会の意見調整会議として、会長、副会長及び会計で構成する役員会を会長の要請により適宜開催することができる